破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１２号
山形市蔵王温泉字三度川1118番地の１
債務者　加藤　寛明
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２１号
山形市宮町４丁目20番６号
債務者　武田　一男
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号
山形県寒河江市幸田町４番地の１　していはうすーま・ぴあ202
債務者　渡辺　徹也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３３号
山形県東根市神町営団南通り27号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺5821番地
債務者　堀江　大輔
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３６号
山形県寒河江市大字高屋字西浦109番地の１
債務者　板坂　輝美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
山形市上町２丁目６番27号
債務者　逸見　明子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３号
山形県南陽市萩生田549番地
債務者　加藤　朋子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第５３６号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目33番地３　パラドール101、前住所埼玉県富士見市大字水子4978番地１　ｅｎ　ｖｉｌｌａｇｅ　Ｓ－Ｂ
債務者　太田　　理（旧姓伊勢木）
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２２号
愛知県岩倉市大地新町一丁目42番地　第一ことぶき荘102号
債務者　下野　正敏
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３２号
愛知県稲沢市奥田酒伊町５番地１
債務者　渡辺　恵子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４０号
愛知県一宮市奥町字野方97番地４　シャトレ愛松一宮Ⅶ203号
債務者　正田　和代
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７５号
愛知県一宮市笹野字宮西北1400番地20
債務者　竹内　　豊
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４８５号
愛知県常滑市住吉町１丁目70番地　アイ・ストーンハイツ206号
債務者　横溝　理美
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５０号
名古屋市緑区諸の木１丁目1108番地の３
債務者　杉戸　都帆
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５５号
名古屋市中村区黄金通５丁目15番地　リアライズ黄金1004号
債務者　荒木　咲耶
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７６号
名古屋市中川区高畑４丁目57番地　ヘーベルエスパスⅥ　103号
債務者　江間美由希
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部